

国際ワーキンググループにおける論点（案）

基本問題・計画専門調査会
国際ワーキンググループ

1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内施策における実行・国内への周知

○ 国際的取組みの成果や経験等の国内施策における実行及び国内への周知

- 1) 女子差別撤廃条約の遵守や女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009年8月公表）の国内施策における実行や周知徹底。
 - 女子差別撤廃委員会最終見解には法的拘束力はないものの、条約の積極的遵守の観点から、国内施策における実行を努力。
 - 国内施策における実行体制として、男女共同参画会議のイニシアティブが必要。
 - 女性差別撤廃条約選択議定書の批准へ向けた検討等、最終見解の勧告を可能な限り第3次男女共同参画基本計画に盛り込む。

- 2) 「北京宣言及び北京行動綱領」及び国連特別総会「女性2000年会議」で採択された「政治宣言」・「成果文書」の国際規範・基準や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論等の国内における実行。
 - 女子差別撤廃条約のみならず、男女共同参画の視点を含む他の人権条約最終見解の国内施策における実行を努力。
 - 第1回世界女性会議（1975年 メキシコシティ）以降、国連の動きにあわせて日本の男女共同参画が進展してきた経緯を踏まえ、来年の国連婦人の地位委員会「北京+15」の成果文書を踏まえた国内施策の実行を努力。
 - 暫定的特別措置の実施。

- 3) 上記条約、最終見解、国際規範・基準、議論等、国際的な取組みを、国民のあらゆる年代層に届ける。
 - 条約等の積極的遵守の観点から、国際法教育の充実（例：司法試験科目やロースクールにおける科目設定）。
 - 管理職公務員に対する人権研修の実施。

2 男女共同参画の視点に立った国際的貢献

- 1) 男女共同参画の視点に立った ODA プログラム・プロジェクトの効果的な実施。
 - ODA における男女共同参画の視点の反映の徹底（気候変動や貧困の女性化への対応等）。
 - GAD イニシアティブの効果的な実施。

- 人身取引等への対策。
- 開発途上国の国内本部機構の整備・能力強化支援。

2) 安保理決議 1325、1820、1888 号の実施に向けた我が国の対応。

3) 外国政府、国際機関、国内外 NGO 等との効果的な交流・連携・協力。

3 対外発信機能の強化

○ 日本の取組みの対外発信

1) 国際社会への効果的発信。

- 国際会議の活用—APEC WLN 会合、国連婦人の地位委員会、東アジア男女共同参画担当大臣会合等における我が国の取組みのアピール。
- 女子差別撤廃条約締約国として、戦略的対応の必要性。
- 日本の特徴を活かしたテーマの対外発信（例：女性と平和構築、防災と女性）。
- NWEC、JICA、アジア学術会議等の活用。
- NGO の役割の重要性。

4 各WG共通論点

○ 風土の改革・気運の醸成、あらゆる年代層への広報・意識啓発と実践的取組み

- 若年層へのアプローチとして、日本への留学生に対する日本の男女共同参画施策の普及。
- 男性メディアへの働きかけ。

○ 国と地方の推進体制の整備充実・地方公共団体、企業、大学、NPO、地縁団体、男女共同参画センター等との連携強化

- 政党との連携の必要性。
- 企業における男女共同参画促進に向けた公契約の活用。